

公益財団法人 岐阜県建設研究センター 定款

平成 25 年 4 月 1 日

定款第 1 号

平成 25 年 11 月 29 日 改正

平成 26 年 4 月 1 日 改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人岐阜県建設研究センター（以下「研究センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 研究センターは、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

2 研究センターは、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 研究センターは、良質な社会資本の整備と適正な維持管理をめざし、建設事業に関する調査研究、建設技術者の人材育成のための研修を実施するとともに、岐阜県及び県内市町村等の建設行政の適正かつ効率的な執行を総合的に支援し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 研究センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設技術及び環境保全・創出等に関する調査・研究
- (2) 建設技術者の資質の向上のための人材育成
- (3) 社会資本整備の重要性や推進のための啓発
- (4) 社会資本整備や維持管理に関する行政相談及び各段階における建設事業総合支援
- (5) 社会資本の品質確保に係る建設資材等の試験・審査
- (6) 災害等緊急時の相談及び復旧事業に関する総合支援
- (7) 社会資本整備や維持管理に関する建設 I C T 総合支援
- (8) 地理情報の電子化、維持管理、検定及び提供
- (9) その他研究センターの公益目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 研究センターは、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 良好な建設技術の提供による社会資本整備に伴う設計及び各種調査等事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 研究センターの目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、研究センターの基本財産とする。

- 2 基本財産は、研究センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 研究センターの基本財産、その他の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 研究センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 研究センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始日の前日までに岐阜県知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 研究センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた計算書類等のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、

定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 研究センターに評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長、1名を評議員会副会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある

ものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法(平成1年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員会会長及び副会長は、評議員会において選任する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、各事業年度の総額が50万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として年 1 回毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するものとする。そのほか必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 評議員会会長に事故あるとき又は欠けたときは、評議員会副会長が議長を務める。

(定足数)

第 20 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員会の決議に評議員として決議に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員 の設置)

第25条 研究センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、研究センターの業務の執行等の決定等に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、研究センターを代表し、その業務を執行

する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐して、研究センターの業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、研究センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、研究センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し 必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(役員責任の免除)

- 第31条の2 研究センターは、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場

合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令及びこの定款の定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) 研究センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と判断したとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事長、副理事長ともに事故あるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは 議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に理事として決議に加わるができない。

(理事会の決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長、副理事長及び監事の他、出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 42 条 研究センターの事務を処理するため、所要の組織及び職員を置く。

2 職員は、法令等の定めのある場合を除き、理事長が任免する。

3 前項に定めるもののほか、事務局の組織、職員及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に決める。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 12 条についても適用する。

(合併等)

第 44 条 研究センターは、法令等の定めるところにより、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 45 条 研究センターは、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 研究センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 47 条 研究センターは、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 研究センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 研究センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 50 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、研究センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 研究センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。

野 島 征 夫

村 山 三紀夫

山 田 茂 樹
勝 田 美 穂
小 川 弘
辻 正
堀 部 俊 治
渡 辺 敬 一

- 4 研究センターの最初の理事長は、棚瀬直美とする。
- 5 研究センターの設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
橋 本 直 樹
若 原 照 司

附 則 （評議員会の決議のあった日 平成 25 年 11 月 29 日）
この定款は、平成 25 年 11 月 29 日から施行する。

附 則 （評議員会の決議のあった日 平成 26 年 4 月 1 日）
この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（第 6 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	金 8,000,000 円